令和８年度山形県デジタルものづくり人材養成事業 業務委託基本仕様書

１　目的

令和８年度山形県デジタルものづくり人材養成事業（以下「本事業」という。）は、山形県内の製造業に属する事業所に勤務する者（以下「在職者」という。）及び山形県内の求職者に対して、産業用ロボットやＣＡＥ等のデジタル技術を活用するための知識と技能を習得させることにより、当該事業所のロボット分野への進出を促進する。また、受講者がロボットやデジタル技術を活用する高度な職種へスキルアップすることにより、地域の抱える課題を解決し、良質な雇用の実現を図るための支援を行うことを目的とする。

２　委託業務名

令和８年度山形県デジタルものづくり人材養成事業業務

３　委託業務の内容

受注者は、別表１に定める４つの研修課程（以下「課程」という。）を実施するため、次に示す業務を行うこと。

なお、研修の実施に当たっては、別表２に留意すること。

（１）事業の管理・運営

事業目的を達成するために効率的に管理・運営する。

イ　スケジュール管理

事業全体のスケジュールを提案し、効果的に事業を実施する。

ロ　事業費の管理

本事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておくこと。

ハ　関係書類整理・保管

本事業に関する関係書類を整備し、令和９年度から５年間保存すること。必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

（２）研修企画

事業目的を達成するため研修を企画する。

イ　講師・カリキュラム提案

講師と研修カリキュラムを発注者に提案し、発注者と受注者で協議する。

ロ　講師折衝・連絡調整

研修実施に向け、講師折衝と連絡調整を行う。

ハ　研修関係機材等の確保

講師と調整し研修で必要となる機材の調達・確保を行う。

ニ　受講者の募集

募集案内等を受注者と協議の上、作成し、本事業の課程毎に受講対象者に対して周知する。受講定員の確保に向けて周知方法を受注者に提案し、積極的に募集を行う。

（３）研修運営

研修に係る準備と当日の運営を行う。

イ　受講者の決定

研修を受けようとする者からの申込書をもとに、公平に研修の受講者を選定する方法を提案し、発注者と受注者協議のうえ、受講者を決定する。決定後

は、各受講者に対して受講決定の通知（以下「決定通知」という。）を行う。また、受講者の決定後、速やかに発注者に対して課程毎の受講者名簿を提出する。

ロ　研修会場等準備

研修に係る利用料等の支払、会場設営を行う。

ハ　当日受付・進行

研修当日の受付、受講者への連絡、進行を行う。

ニ　修了証書発行・授与

課程毎に出席率 70%以上の受講生に対して、修了証書を作成し、授与する。

ホ　欠席者へのテキストの送付

研修に参加できなかった受講者に対して、研修で使用したテキスト等を送付する。

（４）研修効果の把握

実施した研修効果を把握し、改善に資するための調査を行う。

イ　研修内容に関するアンケート

研修後、研修効果を把握するアンケートを実施し、取りまとめの上、発注者に提出する。アンケート内容は、発注者と受注者で協議する。

ロ　地域活性化雇用創造プロジェクトに関する調査

研修を修了した受講者の属する事業者及び受講者本人に対して、発注者が別途指示する地域活性化雇用創造プロジェクトに関する調査用紙の送付と回収を行う。また、受講申込時に同調査を実施する旨につき受講者の属する事業者及び受講者本人の承諾を得ることとする。

４　状況報告

受注者は、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、発注者の定める方法により速やかに報告すること。

５　完了報告

受注者は、委託業務を完了したときは、発注者の定める方法により速やかに報告すること。

６　留意事項

（１）この事業に関する事務は、受注者が行うこと。

（２）受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

（３）受注者は、この事業の実施に当たっては、責任者を明確にし、発注者、その他の関係者との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

（４）受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応すること。

（５）受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。

（６）受注者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならないこと。

（７）受注者は、委託契約の全部を一括して第三者に委託してはならない。委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ書面にて再委託の内容を取りまとめ承認を得ることとする。

（８）受注者は、この業務に係る契約の終了に伴い、他者にこの業務の引継ぎを行う

必要が生じたと発注者が判断した場合には、発注者の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じることとする。

（９）新型コロナウイルス感染症その他の感染症の拡大による移動の制限を余儀なくされた場合においても、事業の継続ができるよう対応策を講じること。

(10) この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。

別表１　課程の概要

研修概要は、以下のとおりとし、内容の詳細等について委託者より提案を求める。

	課程名	概要	研修日数	定員	受講料
1	ロボットハンドコース	ロボットハンド設計技術やワークに応じた把持計画などの専門的なスキルの習得を目指す、ロボットの操作実習を伴う研修	２日間	15 名以上で設定	15,000 円
2	ロボット画像処理コース	ロボットの制御プログラムや画像処理の活用などの専門的なスキルの習得を目指す、ロボットの操作実習を伴う研修	２日間	15 名以上で設定	15,000 円
3	CAD・CAE 入門コース（solidworks）	設計業務のＤＸのメリットを学び、ＣＡＥに関する基本的な知識の習得を目指し、ＣＡＥソフトウェアの操作実習を伴う研修	２日間	15 名以上で設定	15,000 円
4	CAD・CAE 入門コース（フリーソフト）	ＣＡＤ・ＣＡＥに関する基本的な知識の習得を目指し、有償ソフト（Ansys）とフリーソフトの違いを体験し、自社で簡易的な CAE を実施できるスキルを学ぶ研修	２日間	15 名以上で設定	15,000 円

別表２　研修実施に当たっての留意事項

項目	内容
申 込 資 格	山形県内の在職者及び求職者
受講対象者	・別表１中、１　ロボットハンドコース及び２　ロボット画像処理コースについては、ロボットを使用した機械システムの設計の経験がおおよそ３年以下の者を対象とする。 ・別表１中、３　CAD・CAE 入門コース（solidworks）、及び、４　CAD・CAE 入門コース（フリーソフト）については、ＣＡＤ及びＣＡＥを使用した設計の経験がおおよそ３年以下の者を対象とする。
受　講　料	受講料は別表１に定めるとおりとし、県が発行する納入通知書により、納付させるものとする。 また、納付された受講料は原則として返還しない。
研 修 機 材	研修で必要となる機材のうち、山形県工業技術センターが保有するものは、山形県工業技術センター所長の承諾を得て活用できるものとする。
実 施 場 所	研修の会場は、山形市松栄地内（山形県工業技術センター、山形県高度技術研究開発センター、山形県立産業技術短期大学校、およそ 640 ㎡）で県が確保する。ただし、実施に係る電気代等経費は、受注者負担とする。
申 込 条 件	次に掲げる申込条件を募集案内に明記するものとする。 ・受講者が実施場所の施設、機器及び器具等を故意又は重大な過失により破損した場合は、受講者の属する事業者又は受講者本人がその損害を賠償するものとする。 ・研修中に発生した一切の傷病について、発注者及び受注者は責任を負わないものとする。 ・本事業は、厚生労働省雇用開発支援事業費等補助金を活用しており、事業の目標を設定し成果を報告する必要があるため、研修実施後に次の調査を行うことを了承のうえ申し込むこと。 【調査の内容】 ①研修を修了した受講生が属する事業者に対しては、採用した正社員の人数、氏名、性別、職種、採用年月日、採用後の離職の有無等の雇用状況に関する調査 ②求職者に対しては、氏名、性別、就職の有無、職種、採用形態等、就職状況に関する調査